

令和元年度第2回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和元年8月30日（金）

13時15分から

場所：さいたま市民会館うらわ

603・605会議室

1 開 会

2 福祉部長あいさつ

3 審議事項

（1）「埼玉県子育て応援行動計画」（平成27～令和元年度）の進捗状況について

（2）次期「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2～6年度）の策定について

（3）児童養護部会における審議経過について

4 閉 会

出席委員

岩 本 一 盛 委員  
久 能 由 莉 子 委員  
是 枝 く み 子 委員  
寺 田 治 子 委員  
南 條 有 希 子 委員  
藤 井 美 憲 委員  
若 盛 清 美 委員

大 島 清 委員  
栗 原 直 樹 委員  
齋 藤 洋 子 委員  
中 原 恵 人 委員  
早 川 洋 委員  
堀 田 香 織 委員

欠席委員

宇 田 川 幸 夫 委員  
野 田 寿 美 子 委員

直 井 利 充 委員

## ◎開 会

○司会（少子政策課千明） それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第2回埼玉県児童福祉審議会を開会いたします。

本日は大変お忙しいところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

私は、少子政策課の千明と申します。本日の議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

まず次第、それから右上に資料1とありますもの、それから資料2とあります素案、それから右上に参考資料1とありますものです。それから参考資料2と書いてあるものです。それから資料3とありまして、こちらはA4の1枚です。それから今日、追加で議場に配付させていただきました資料番号が入っておりませんが、埼玉県社会的養育推進計画検討委員会議事概要、こちらをお配りしております。資料に不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

さて、会議の開会に先立ちまして、会議の公開について御説明させていただきます。

埼玉県児童福祉審議会規則により、会議は公開とし、出席委員の3分の2による議決があった場合は公開しないことができるとされております。本日の会議は、原則に基づき公開となっておりますので、御了承ください。

## ◎福祉部長あいさつ

○司会 それでは、福祉部長の知久から挨拶を申し上げます。

○知久福祉部長 皆さん、改めましてこんにちは。福祉部長の知久でございます。

委員の皆様には、公私ともども大変お忙しい中、本日、埼玉県児童福祉審議会に御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

現在策定作業を進めております令和2年度から6年度までの次期埼玉県子育て応援行動計画につきましては、計画策定作業部会を中心に御意見をいただきまして、計画のたたき台ができてきたところでございます。本日、委員の皆様には、現時点での計画案の内容につきまして御審議いただきたいと考えております。

また、現行の平成27年度から令和元年度までの子育て応援行動計画の進捗状況につきましても、本日御審議いただくとともに、児童相談所の措置等に関する審議を行う児童養護部会の審議経過についても御報告させていただきたいと存じます。

内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、忌憚のない御意見を賜

りたいと思います。

なお、余談ですけれども、本日、上田知事が、4期16年の任期を終えまして、退任いたします。午前中、退任式がございました。その中で、知事が話していたのは、物事の本質を捉えて誰でもがチャンスを生かせるような社会をつくることを目指してきたと。特に埼玉県といえ、生活保護の貧困の連鎖を断つためにですね、ジュニアスポーツ事業など、全国に先駆けるような事業を進めてきたということを申しておりました。本計画につきましても、物事の本質を捉えまして、内容のある計画にしていただければ幸いというふうに考えております。

皆様方には児童福祉に関する施策の推進のため、お力添えをいただけるようお願い申しあげまして、甚だ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

○司会 福祉部長におきましては、本日、所用のため14時で退席させていただきます。大変恐縮ではございますが、御了承賜りますようお願いいたします。

#### ◎委員紹介

○司会 続きまして、今年度、初めて御出席される委員の御紹介をさせていただきます。

五十音順にお名前をお呼びいたします。

岩本一盛様。

○岩本委員 埼玉県保育協議会副会長の岩本と申します。よろしくお願い申し上げます。

○司会 大島清様。

○大島委員 はい。伊奈町の町長の大島でございます。今回、初めて出席させていただいています。どうぞよろしくお願い致します。

○司会 寺田治子様。

○寺田委員 埼玉県民生委員・児童委員協議会の理事の寺田と申します。よろしくお願いいたします。

○司会 中原恵人様。

○中原委員 市長会選出の吉川市長の中原でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 早川洋様。

○早川委員 こどもの心のケアハウス嵐山学園で院長をしています早川でございます。一委員としてやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○司会 どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局職員紹介

○司会 次に、事務局の福祉部少子政策課長が人事異動により7月16日付で就任いたしましたので、紹介させていただきます。

岸田少子政策課長、お願いいたします。

○岸田少子政策課長 岸田でございます。よろしくお願いいたします。

◎出席状況報告

○司会 次に、この審議会の定足数について御説明いたします。

本日の審議会は、委員16名中13名御出席いただき、過半数の委員が出席しておりますので、埼玉県児童福祉審議会規則第6条第2項の規定により、審議会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

なお、本日は、宇田川幸夫委員、直井利充委員、野田寿美子委員が欠席されております。

それでは、議事に入りますが、ここからは埼玉県児童福祉審議会規則第5条第1項の規定に基づき、栗原委員長に議長をお願いしたいと存じます。

栗原委員長、よろしくお願いいたします。

○栗原委員長 よろしくお願ひします。

◎議 事

○栗原委員長 それでは、会議次第に従いまして、進行してまいります。

早速で申しわけないですけれども、今日は私、午後3時で所用がございまして、退席しなければなりませんので、その場合、以降の審議が続いておりましたら、副委員長に、議長をお願いして、議事を進めてまいりたいと思います。よろしく御理解ください。

まず、議事録署名委員の選出でございます。次第の3番、審議事項に入る前に、埼玉県児童福祉審議会規則第9条に基づき、本日の議事録署名委員を指名したいと思います。

岩本委員さん、是枝委員さんをお願いすることにいたします。お二人には、後日、事務局より議事録の確認をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

◎審議事項

(1) 「埼玉県子育て応援行動計画」(平成27～令和元年度)の進

捗状況について次期「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2～6年度）の策定について

○栗原委員長 それでは、次第に従って、議事に入りたいと思います。

審議事項3になります。（1）「埼玉県子育て応援行動計画」の進捗状況について、まずは事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○岸田少子政策課長 では、私のほうから御説明させていただきます。

資料1、こちらの横長の大きな紙になりますが、そちらをご覧ください。

現行の埼玉県子育て応援行動計画では、10の指標を設定いたしまして、計画の進捗管理を行っているところでございます。進捗状況については、毎年度、審議会のほうに御報告をいたしまして、御審議をいただいております。

それでは、早速、資料の御説明をさせていただきます。

まず、1番目の保育所等の受入枠でございます。こちらは国の交付金を活用いたしまして、認可保育所及び認定こども園の整備を進め、受入枠拡大を図りました。目標11万152人に対し、平成30年度実績で11万9,744人となり、目標を既に上回っているところでございます。

しかしながら、地域によりましては、待機児童がまだまだ解消はされておられませんので、このまま引き続き精力的に取り組んでまいります。

次に、2つ目の延長保育事業でございます。就労形態の多様化に対応するための延長保育の実施を促進するものでございます。目標の5万2,857人に対し、平成30年度実績で6万5,161人と、目標を上回り、順調に伸びているところでございます。

続きまして、3つ目の一時預かり事業でございます。こちらは保護者の病気ですとか、冠婚葬祭など、日常生活上の突発的な事情や社会参加、育児疲れなど、そういったものに対応するために、子供を一時的に預かる事業を拡充するものでございます。目標の58万4,644人日に対しまして、56万5,734人日と、目標に対し96.8%にとどまっているところでございます。

こちら、昨年より下がっておりますので、少し受け入れが縮小しました市町村のほうに確認させていただきましたところ、原因といたしましてはそもそも保育所の利用者が増加しておりますので、一時保育じゃなくて、終日預かるような保育所のほうに移っているですとか、あと幼稚園の長時間預かりが増加しているのと、あとは1つ、保育士がやはり不足していて、なかなか一時預かりでお預かりすることができないというようなさまざまな要因が絡み合っているようでした。

今まだ多くの市町村では、なお非常に多くのニーズがございますので、各市町村のニーズを

的確に把握し、必要なサービスを提供できるよう引き続き市町村に対して補助を行うなど、必要な支援を行ってまいりたいと思います。

続きまして、4番目の病児保育事業でございます。病気になった子供をやむを得ない理由により、看病できない場合に備えまして、病気や病気回復期にあつて、通常の保育所では対応できない子供に対する病児、病後児保育施設の整備を促進するものでございます。目標の4万2,786人日に対し、平成30年度実績で4万8,391人日と、目標を上回っているところでございます。

続きまして、1枚おめくりいただけますでしょうか。

5番目の地域子育て支援拠点の充実でございます。子育て家庭が交流や相談ができる場でございます地域子育て支援拠点を設置し、子育て家庭が身近な場所で気軽に支援拠点を利用できる体制を整備するものでございます。中学校区に1つの割合で整備するという目標のもと、県としては地域子育て支援拠点を実施する市町村に対し、運営費の一部を助成いたしました。平成30年度実績で564カ所と、目標値と同数まで伸びているところでございます。

次に、6番目、放課後児童クラブ受入枠でございます。放課後児童クラブを実施する市町村に対しまして、運営費の一部を助成いたしました。また、新設や学校の余裕教室等を改修し、放課後児童クラブを整備する市町村に対し、整備費の一部を助成いたしました。平成30年度実績で6万9,081人と、目標の6万2,567人を上回っておりますが、保育所と同様、地域によってはやはり待機児童が生じているところもございますので、今後も引き続き精力的に取り組んでまいります。

続きまして、7番目、生活困窮者学習支援対象者の高校進学率でございます。中学生に対しては学習支援員が生活保護世帯等を訪問し、高校進学の実現性を理解してもらうとともに、公民館などで行う学習教室で学習ボランティア等による高校進学に向けた支援を実施いたしました。また、高校生に対しては、学習教室で学習支援を行うとともに、学校生活の悩みなどの相談に対応するなど、高校中退の防止に向けた支援を実施いたしました。平成30年度の実績は98.3%と目標の98%を上回っているところでございますが、さらなる進学率上昇を目指し、学習支援を行ってまいります。

続きまして、8番目、児童養護施設退所児童の大学等進学率でございます。児童養護施設等の退所児童を対象として、大学等への進学者に低額で住宅を提供するとともに、家族、交友関係、将来の不安などへの生活相談を実施いたしました。また、児童養護施設に入所している高校生等の学習費を補助し進学支援を行いました。平成30年度実績で24.3%と、目標の24.0%

を上回ってはおりますけれども、まだまだ大学等進学率は低い状況でございますので、今後も引き続き支援を行ってまいります。

続きまして、1枚またおめくりいただけますでしょうか。

9番目の里親等の委託率の推進でございます。親の死亡や病気、虐待等の理由により、保護者のもとで暮らすことができない児童の里親委託を推進するため、里親等委託調整員、里親支援専門相談員の配置や里親制度の普及啓発を進めております。平成30年度には全6カ所の児童相談所、こちらさいたま市を除く数でございますが、そちらに里親等委託調整員を15名配置いたしまして、里親宅への定期的な訪問相談等を実施するとともに、里親委託の推進を図りました。

また、里親の支援を行う里親支援専門相談員を23施設に23名配置いたしまして、乳幼児等の里親委託の促進を図りました。このほか里親制度に関心のある一般県民を対象とした里親入門講座を13回、延べ429人参加いただきましたが、こちらを開催するなど、制度の周知や登録促進を図りました。実績については、毎年上昇いたしまして、平成30年度には18.8%となりましたが、目標の21.0%に対しては89.5%と、まだ達成していない状況でございます。引き続き里親委託推進のために取り組んでまいりたいと思います。

最後に、10番目の不妊治療に対する助成件数です。医療保険適用外で高額な医療費がかかる不妊治療に要する経費を助成いたしまして、経済的負担の軽減を図るものでございます。指定医療機関において実施した特定不妊治療費の助成と、2人目以降の特定不妊治療費や早期不妊治療費の助成を実施いたしました。

また、不妊に関する普及啓発冊子を作成いたしまして、婚姻届受理時や成人式等で配布するとともに、この冊子を活用して、学校や企業での出前講座を実施いたしました。あわせて、埼玉県こうのとり大使による妊娠や不妊に関する情報を発信する講演会を開催するなど、普及啓発を図りました。平成30年度実績で6,547件と、目標の8,500件に対し77.0%にとどまっているところでございますが、これは平成28年度に国の特定不妊治療費助成支給要件が改正になったため、支給対象者が絞られたということが大きな原因かと思われれます。

以上が現行の計画の10の指標に対する進捗状況になります。目標を達成していないものだけでなく、目標を達成しているものにつきましても、さらに安心して子供を生み育てる環境をつくることのできるよう取り組んでまいりたいと思います。

私からの説明は以上です。

○栗原委員長 ありがとうございます。



それでは、今の説明について、御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。  
どうぞ。よろしいでしょうか。

○岩本委員 せっかくの機会ですので伺いたいですけれども、保育のほうが非常に充実して達成できて、すばらしいなと思っています。伺いたいのが2点あって、どのような形で数が伸びているのか。具体的に例えば一番わかりやすいのはお金をつけたとか。また、今後5年間の中でどういう施策が必要なのかと。

あと、もう1点のほうは、急激にふえる時に弊害が起こり得るということについてです。東京のほうだと急に増えた時に保育士さんの質の問題とか、すぐやめてしまうとか、いろんな話をちらほら聞く。一方で、急に増やさなければいけないような実情もあるので、やむを得ないところもあるのも事実。ここら辺を考える上で、質の部分についてどうお考えでしょうか。

○岸田少子政策課長 ありがとうございます。

保育の充実につきましては、国のプランとかですね、そういったものもさまざまございまして、県も国と一緒に、市町村のほうに働きかけるですとか、あとは市町村が、かなり精力的にいろいろ整備に向けて御努力いただいているところかと思えます。今、費用につきましては、それぞれ国・県・市町村とそれぞれ負担したお金は出しておりますけれども、お金は出すからみんなやってくれというよりも、いろいろと働きかけが、さまざまに絡み合っとうまくいっているところなのかなとは思っています。

また、保育士に関してですけれども、おっしゃるとおり保育士を急に集めたりしますと、質の問題ですとか、あとは入ってみただけでも、やっぱりちょっと違うなと思ってやめてしまう方がいらっしやったりとか、さまざまな問題があるかと思えます。質の問題に関しましては、研修という形です、県のほうでもキャリアアップ研修もやっていますし、質の向上研修ですとか、そういったさまざまな研修もして、質の確保に取り組んでいるところと、あとは実際に入っていた後、やめないためにですね、定着支援という形でさまざまなセミナーをやったりですとか、そういった支援も県のほうでもいろいろやっているところでございます。

○岩本委員 ありがとうございます。

○栗原委員長 ほかの委員さん、ございますか。どうぞ。

○大島委員 参考までに聞きたいんですけれども、6番目、放課後児童クラブの受入枠とありますよね。これ30年度の実績は6万9,081人ということですが、私どもの町も16クラブ、約800人ぐらいいるんですけれども、63市町村で6万9,081人というそういうことでよろしいんですか。そういう意味ですか。

○岸田少子政策課長 はい、おっしゃるとおりです。

○大島委員 そうですか。夏休みなんか特に多くなりますよね。そういうのも全部含めての数字、30年度の実績であると考えていいですか。

○岸田少子政策課長 そうですね。実績でございますので、そういったものも含めてでございます。

○大島委員 そうすると、うちは意外と800人ということで随分多いんだなというのをちょっと感じていたんですけども、わかりました。はい、了解です。

○栗原委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、次にいきたいと思いますけれども、最終年度ということですので、取り組みを推進していただきたいというふうに思います。

(2) 次期「埼玉県子育て応援行動計画」(令和2～6年度)の策定について

○栗原委員長 次第の3の(2)ですね。今度新しいほうです。次期「埼玉県子育て応援行動計画」の策定についてということで、事務局から説明をお願いします。

○岸田少子政策課長 では、引き続き、私のほうから説明させていただきます。

次期「埼玉県子育て応援行動計画」、こちら令和2年度から令和6年度の計画になりますけれども、こちらの策定につきましては、本審議会とは別にですね、計画策定作業部会を設置いたしまして、その中で御意見をいただいていたところでございます。

今年度2回実施しました作業部会の議事概要につきましては、お手元の資料の参考資料1のほうでございますね、5月の作業部会と7月の作業部会の議事概要をつけさせていただいておりますので、御参照いただければと思います。

これらの意見をですね、できる限り反映させながら作成したものが今回お示しさせていただきました資料2の素案になっております。

また、児童の虐待防止、社会的養育の充実の項目につきましては、社会的養育推進計画として位置づけられているため、こちらも別の作業部会で意見をいただいているところがございます。こちらの8月26日の議事概要をすみません、資料の番号をつけておらないものでございますけれども、机上配付させていただいているところがございますので、こちらも御参照いただければと思います。今週の月曜日に作業部会を行いましたので、全て資料に反映させている状況ではございませんけれども、本日いただきます御意見とあわせまして計画案に反映させて

まいりたいと思っております。

前回の審議会のほうでは、こういった素案の形ではなくて、まず基本理念と構成案、主に基本理念の考え方と構成案は目次的なものを御説明させていただいたところだったかと思います。基本理念につきましては、少しですね、文言を整理して短くしたところなんです、資料2の7ページをご覧いただければと思います。

こちらの前回お示ししました基本理念を少し読みやすくする観点からですね、意味は変えておりませんが、四角囲みのところ。「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を生み育てることに希望を持てる社会づくりという形でお示しさせていただきました。

また、基本理念のもとにつく施策の方向性につきましては、現行の計画で8つになっておりまして、前回の案では同じく8つお示したところではあったんですけども、少し8つですと多いかなというところもございますのと、あとは類似するものが、8つの中に並んでいたりもしましたものですから。8ページのところに、大きく3つの方向性に分けさせていただきまして、今までの8つをですね、まとめさせていただいた形になります。

具体的にはまず①としまして、子供を安心して生み育てられる環境を整備するという、この2つ目として地域全体で子供と子育て家庭を応援するというもの、そして3つ目として、すべての子供の健全な成長と社会的自立を促すというものの3つにまとめさせていただいています。

また、③のところでございますけれども、方向性の中にですね、明朝体で書かれている部分でございますが、非認知能力の向上も盛り込んでいるところでございます。前回の構成案の具体的施策のほうにですね、非認知能力のところを入れていたところでございますけれども、前回7月に行われました作業部会のほうでございますね、遊びや自然体験、人とのかかわりなどを通じて、自己肯定感、目標に向けてやり抜く力などを育てていくという、非認知能力の向上というのは、特定の施策でどうこうというよりもですね、いろいろな施策が相まってやっていくものでありますし、子供と接する全ての人の持つべき視点だと。個別の施策というよりも、大きな方向性のところに入れていくべきではないかというような御意見を頂戴いたしましたので、個別の施策のところ具体的にというよりも、全てに関連するところとしまして、施策の方向性の中に盛り込まさせていただいております。

また、先ほども部長からもお話がございましたけれども、明日から、新しい知事が就任いたしますため、これに伴ってまた少し基本理念等の変更等がある可能性もございますが、こちら

現状の資料として、御提示させていただきました。

また、指標についてでございます。同じく資料2の素案の37ページをご覧ください。

後ろから2枚目のところになろうかと思えますけれども、そこにですね、指標を一覧表にして掲載してございます。

これからですね、国の少子化対策大綱ですとか、そういったものがまた発出されますので、そういったものを勘案しまして、庁内の関係課とも調整して設定していくことになろうかと思えますけれども、具体的な数値についてまた今後調整し、次回の審議会で御提示したいと思っております。

また、次期計画で斜線が入っている部分ですね。右側のところで斜線が入っているところにつきましては、現行計画と同様に、ほかの計画で設定している指標も参考指標として掲載することを現在関係課と調整しているところでございます。

参考としまして、1枚おめくりいただきました39ページのところに、現行の参考指標の一覧もございますので、ご覧いただければと思います。

駆け足で恐縮ですが、続きまして参考資料2というものもお手元にありますかと思えますが、こちら埼玉県の子育てをめぐる現状とございますけれども、こちら全国や埼玉県における現状や課題を示す資料として、子供に関する統計データを計画の具体的な施策とかですね、基本理念の始まる前に分析として今の計画にもございますが、次期計画にも掲載できればと思っております。

本来であれば、すみません、資料2と一体として御提示できればというところではあるんですけれども、現時点では指標と同時に検討していかなければならない部分ですとか、指標を講ずるためにはこういう前提になるからだとか、そういったところもございますので、少し先ほども申し上げたとおり、調整段階のものが多いため、少し参考資料として御提示させていただいているところでございます。

今御説明しました資料につきまして御意見賜ればと思います。具体的な施策につきましては、事前にその資料に送付させていただいております、お目通しいただいている部分があるかと思えますのと、あとはかなり細部になりまして、私の説明に時間をとってしまうのも皆さんの御議論の時間がなくなってしまいますので、割愛させていただきますが、何か御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○栗原委員長 ありがとうございます。

それでは、皆様のほうから、御質問、御意見等を伺いたいと思えます。

○岸田少子政策課長 補足させていただきます。

今回いただいた御意見を踏まえまして、修正したものを、次、また作業部会のほうで再度検討をしていただきたいと思います。その後、作業部会での修正等も踏まえまして、最終案として、次回の審議会にまた御提示させていただきたいと思いますので、そういったスケジュール感でお願いできればと思います。

すみません、補足でございました。

○栗原委員長 ありがとうございます。

どうぞ、また始まったばかりなので時間は十分あります。どうぞ。

○中原委員 すみません、今回初めて出席させていただくので、これまで議論がされていればですね、申しわけないと思うんですが、素案の22ページ、いじめ、不登校、中途退学の防止というところについてなんですけれども、まず1つはですね、その後に72から79までのドットの中でですね、具体的に不登校に対する、あるいは中途退学に対する対応が書かれていないので、ここはどういったことなのかなということが1つ質問です。

④の3の大きなお題にですね、中途退学の防止だけ書かれているんですが、子育てという意味の中では、不登校になった子への対応、応援する支援策、そういったものを考えて、防止という言葉だけではない対応というような言葉が適切ではないかなというのが1点なんで、そこにまずお答えいただければなと思います。

続けて、もう一つが虐待の部分でして、虐待のページは32ページの・47ファミリーホームの周知を図るとともにという内容があるんですけれども、私たちの感覚だと、ファミリーホームを今後どうしていくんだらうという方向性をもう少し強く国あるいは県がですね、打ち出していったほうがいいんじゃないかなというふうに考えていまして、この周知を図るという言葉だけが少しテンションが軽いんじゃないかなと思いますので、このファミリーホームを県として、今後すごく重要だと考えていらっしゃるのであれば、もう少し文言を強くしていくべきではないかなと考えているんですが、その2点についてお答えいただければと思います。

○栗原委員長 では、いじめ、不登校の関係と後半のファミリーホームはそれぞれ内容が違いますので、1つずつお願いしたいと思います。いかがでしょうか。いじめ、不登校、中途退学の防止についてですね。

○岸田少子政策課長 御指摘のとおりかなというところでございますので、少し担当局のほうとどういったことが書けるかということ、調整させていただきまして、次回の会までに少し検討させていただければと思います。

○中原委員　ちなみに当市は今年度からですね、不登校の子供たちに対してのアウトリーチ支援というのを始めているんですね。まだなかなかきちとした形に固まらなくてですね、もちろん始めたばかりで成果も如実にあらわれていないんですけれども、ぜひそういったこともちよっと意見交換させていただく中で施策に盛り込んでいただければと思います。よろしく願いします。

○岸田少子政策課長　承知いたしました。関係局と調整いたしたいと思います。ありがとうございます。

○栗原委員長　じゃ、ファミリーホームに関してお願いします。

○岩崎こども安全課長　こども安全課長の岩崎でございます。よろしくお願いいたします。

おっしゃるとおり、ファミリーホームにつきましては、保護を要する子供の、家庭的な養育を進めるという考えのもとで、力を入れていきたいと考えております。現在県全体では29カ所ございまして、県所管分でも17カ所ございますけれども、ファミリーホームの周知はもちろんのこと、希望がある方には丁寧に相談したりですとか、対応しております。また措置費の支援等についても丁寧に御説明をして、促進を図っているところでございます。力を入れていくところでございますので、少し強い言葉を入れるかどうか考えてみたいと思っております。

○中原委員　よろしく願いします。

○栗原委員長　ありがとうございます。

久能さん。

○久能委員　弁護士の久能と申します。

ちょっと気になるところがすごい多くいろいろあるので、ちょっと適宜、御回答いただければと思うんですが、まず大前提として子供については、18歳未満の児童を指して考えていらっしゃるのか、民法上の二十歳未満か未成年者のどちらを考えてこれをつくられているのかをちょっと御確認させていただきたいんですけれども。

○岸田少子政策課長　基本的には、18歳未満を対象として考えております。

○久能委員　そうであれば結構なんですけれども、成人年齢が18歳に下がるということがあるので、ちょっと短期的な話になるかもしれませんが、18歳以上20歳未満のいわゆる児童福祉法対象外の10代法令児は、本当に困っている子は本当にいますので、その狭間の問題をどう考えていらっしゃるのか、まずわからない。もちろん未成年者の面でももうすぐ変わりますので、あと1年以上、後の話になりますので、県としてそこのはざまの問題をどう考えていらっしゃるのかをまずお伺いしたいです。

○岩崎こども安全課長 ありがとうございます。

児童養護施設等々につきましては、退所者支援、退所される方の支援というのもございますので、18歳でびたりと対象を区切るということではございません。やはり自立支援という部分では少し対象を広げている取組もございます。

○久能委員 そこはそこでとても大切なことなんですけれども、10代の法令児でも虐待を受けている子供はいて、児童相談所ではいろいろな事情があって保護されなかったりだとか、助けてもらえない子供がいるわけで、養護施設とかに入っていないで困っている子供ってたくさんいるんです。なので、児童養護施設に入っていない子供の支援のことをどう考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいんですけれども。

○岩崎こども安全課長 児童福祉法における例えば措置とかの問題になりますと、どうしても18歳という区切りがございます。現実問題として、それでは18歳、19歳の子をどうするのかという問題はございます。例えば自立援助ホームですとか、18歳を超えた子に対しての支援というのもございますので、そういう実態を踏まえて力を入れていきたいなというふうには考えてはおります。

○久能委員 ありがとうございます。中身のところをいろいろ聞きたいところはあるんですけれども、13ページの(3)の②の12番なんですけれども、この計画は計画でいいかもしれませんが、ちょっと御配慮いただきたい点としては、今申し上げたとおり、10代でも虐待を受けている子供がいて、要は一番典型的なネグレクトになった場合は、要はそもそも親に愛情を受けて育っていないという子供もいたりとか、命とかの大切さをそもそもちゃんと小さいころから教わっていないという子供もいますので、子育ての理解を図るとともに「命」の大切さを実感できるような取組を中高生を対象にやったときに、虐待児に対してそういう教育を受けて本当に響くのかという問題はありますから、計画として入れていただくのは構わないんですけれども、虐待を受けている子どものこともちゃんと配慮した教育が必要ではないかというふうに考えています。

○栗原委員長 それは御意見ですね。

○久能委員 同じ観点で17ページの(1)②家庭における食育の推進の7ですけれども、これも同じです。ネグレクトを受けていて、御飯すらちゃんと食べさせてもらえない、下手したら1日2食とか、そういう子供がいます。小さいではなく、本当に10代のいわゆる法令児の子供たちがいますから、いろんな人たちのおかげで食べられます、食べられる環境に生まれ育ったことに感謝と言ったって伝わらないということもありますので、その点の御配慮もいただ

きたいというのも意見として述べておきます。

あとはですね、22ページのいじめ、不登校、中途退学の防止の72番、いじめや不登校などについて、「よい子の電話教育相談」というのがあるんですけども、これ現行の計画でも入ってはいたんですけども、県が考えるよい子って何ですかというのを伺いたいです。

○栗原委員長 これは先ほどと同じ教育局の事業でいらっしゃるわけですよね。

○岸田少子政策課長 すみません、教育局の直接の担当者がいないということで、今度御説明するようにさせていただければと思います。

○久能委員 すみません。中身は別に言いたいわけではなく、総論、名前の問題で、要はよい子じゃないと相談ができないんですかという話なんですね。

○栗原委員長 ほかにもよい子を使った相談というのはあるならやったほうがいい、よい子になりましょうというような目標なのかもしれない。誰にとってよい子かわからないですけども、結構語呂合わせでありますね。

○久能委員 いい悪いと大人が決めることではないと思うんですけども、だからそこをどう考えているのかというので、名称として気になることもあります。先ほどでいいますと、虐待を受けている子も支援にかかわるので言いますけれども、虐待を受けていると自己肯定感が下がっているという子が多くて、自分のことを責めてしまう子供もいるわけなので、じゃ自分のことが悪いと思っていた子はどうするんだというので、すごく何か申しわけないけれども、名称として気になるなという、だから中身はあれですよね、相談事業をやってくださいという話なんで、これを見た子供たちがどう思うかという観点を踏まえているのかなというのが気になったので。

○岸田少子政策課長 今の委員のお話はおっしゃるとおりだなと思いますので、所管課のほうに、委員の御意見をしっかり伝えさせていただきたいと思っております。

○久能委員 いい計画にさせていただきたいので、いろいろ言っているんですけども、やっぱり一人一人の子供が大事にされている社会になってほしいというのがあって、一人一人を大切にというのはその子がいい悪いとかじゃないのかなというのをすごく思うので。

その辺と、あとはすごいいろいろ言いたいことがあって申しわけないんですけども、22ページの5番の非行の防止の関係なんですけれども、警察本部とか教育局がかかわっていらっしゃるということなんですけれども、弁護士として要は非行を犯した子供にかかわることがあるんですけども、やっぱりその背景に要は虐待の問題がどうしてもあるという子もいるので、どこの課になるのかわからないですが、こども安全課になるのかな、いわゆる虐待の問題も背



景にあるということを御理解いただいた上での非行の防止策ということを御検討いただくほうがよろしいのではないかとは思ったんですが、警察本部とか教育局の管轄になっているので、そこはこども安全課とのかかわりはどうなっていらっしゃるのでしょうか。

○岩崎こども安全課長 児童相談所も非行相談は当然のことながら受けておりますし、そういった子供の里親委託とか、入所措置とか、をやっております。当然児童相談所もかかわっておりますので、こちらに例えば83番の『警察本部の少年、保護者の相談を受け』という文言がありますけれども、こういった文言を少し入れることも検討したいと考えております。

○久能委員 27ページの30番、DV被害のことが書かれているんですけども、千葉県野田市の虐待ケースを考えていただければわかるかと思うんですけども、DVと虐待はやっぱり同時に起こっているということもありますので、DV被害と児童虐待が一緒に起こることに関しても対応されるかという、そこもちゃんと記入するというか、その取り組みについてもちゃんと関連したもものとして計画を立てていただきたいというふうに思っています。それは意見として述べておきます。

あとは30ページの④の子供の権利擁護について御質問なんですけれども、30番のまた以降の子供の意見表明を支援する仕組みの検討という、これは始まっているものなのでしょうか。

○岩崎こども安全課長 今後検討していきたいと考えております。

○久能委員 きょう議事内容が配付された委員会のほうでも書かれていたんですけども、子供の意見表明権の保障ということについては、全国弁護士会のほうでもすごく関心を持っているところで、その仕組みについてはしっかりつくっていただきたいというふうに考えています。

○栗原委員長 ありがとうございます。

先ほどの中原委員の質問と同様ですけども、教育局、県警本部との調整をですね、よろしくお願ひしたいと思います。あちらはあちらなりの価値観、基準がございますので、それと福祉とのすり合わせが多分かなり大変だろうと思いますけれども、今の御意見を受けてですね、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○大島委員 ちょっと関連するかもしれませんが、私、現状いただいた話をすると、不登校、いじめの問題というのが話が出ましたけれども、実際不登校がやはり我が町でもふえていますね。埼玉県全体でも多分ふえているというそういう実態かなというふうに思っておりますが、そういう中でこれ教育局の問題もありますし、不登校といじめが絡んでいるというんですか、そういう部分の中で不登校というのが多分であるのかなということと、勉強の問題とい

うこともあるんでしょうけれども、そういう可能性もある不登校というのがふえております。これをとにかく少なくしようというのが私ども教育センターというものが我が町の中で元教諭も頑張っておっておりますけれども、なかなかうまくいっていないということでもあります。そういうのがうまくいける事例といいますか、そういうものがあれば、また示唆をしていただけるような格好の中で取り入れていただけるとうれしいなと思っております。なかなか難しい問題ではありますけれども、一人でも多く多く学校に通える、そういう形にしたいということがありますので、ぜひそんなことを目指したい。

それともう一つ、うちに帰っても両親が勤めている。なかなかうちに帰っても誰もいないからということで、いわゆる包括ケアシステムの中でお年寄りが居場所づくりをしております。その中に子供たちが最近入ってきておるということがありまして、その子供たちとお年寄りが仲よくするといいますか、そういうことで宿題をお年寄りが教えてくれるところまで進めてくればすごくいいなというふうに思っています。これが何とかできないかなということで、今取り組みを始めていますけれども、うち6カ所ほど居場所づくりというのがあってですね、お年寄りの中に帰りに子供が寄る、そういう形ができてきつつあるということもありますので、これもいいかなというふうに思っております。

さらに、それを発展させると、子ども食堂という格好の流れの中に、組み込んでいけるようなことができれば、さらにいいかなというふうに思います。その辺のところのお年寄りと子供という部分、そのあたりの連携といいますか、これがこれからの一つの課題にもなるかな。それから、不登校の中で勉強が嫌いとかというのものもあるでしょうし、学校に余り行きたくないというのがお年寄りの中で、そういうことが改善されてくれば、なおいいなというふうに考えています。

教育だけでなく、遊びもひとつそういう支援の中でそういうコミュニケーションがとれるといいなということがあればいいのかな。いろいろなことを考えながら、地域とのコミュニケーションがとれるように子供たちと一緒に地域とともどもやれることのほうが不登校がなくなるのかなとかですね、その辺のところを少し、どこかに書いてあるかもしれませんが、全部は私も読んでいませんので、わかりませんが、そんなことをひとつ考えていただければうれしいなと、こんなふうに思っております。

以上です。

○岸田少子政策課長 よくわかります。今委員のほうからお話ございましたお年寄りと子供の連携というところでございますけれども、施策の方向性のところで26ページのところの④

に、子ども食堂など子供の居場所づくりの支援というのがございます。具体的にはですね、例えば19のところをご覧くださいますと、世代間のコミュニケーションを図りながら、地域の子供に向けてのコミュニティーの提供、子ども食堂などの居場所づくりを推進するため、立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣しますというのも1つの施策でございますけれども、こういうのもございまして、おっしゃるとおり子ども食堂はかなり増えてきているところでございます。子ども食堂に行ってみるとですね、子育てを終えた、一段落して、少し余裕ができたわというような女性の方々が割とメインにやっているところもあるんですが、そういった中に仕事をリタイアされた、割と高齢のシニアの男性が入っていたりして、結構シニア層の方々が活躍されているなど。そこでですね、子供にいろいろな勉強もそうかもしれませんが、そもそも生活の、食べ方とか、いただきますするんだよとかですね、そういったところから始めてですね、いろいろなコミュニケーションをとりながらやっている。学校の中の限られた世界だけではなくて、そういったことを幅広い年代の方が集う中で、子供がいろいろな体験をしていくと。遊びですとか、学びですとか、いろいろな体験をしていくということを通じて、おっしゃるとおり不登校の改善とかにもつながることもあろうかと思えますし、地域づくりといった観点でもそういったコミュニティーがどんどん活性化していくところではないのかなと思います。

そういったことをですね、県としては、民の力で、いろいろなところでかなりふえてきておりますので、そういった取り組みを側面的に支援したりですとか、あとやりたいんだけど、どうやってやったらいいのかわからないとかですね、そういった方もかなりいるというふうに聞いておりますので、そういったマッチングをするですとか、先ほど御紹介したように、立ち上げの支援をするアドバイザーを派遣させていただくとか、そういったようなですね、支援の仕方をしていきたいなというふうに考えて、この計画の中にも盛り込ませていただいているところでございます。

○栗原委員長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

○若盛委員 幾つか質問させていただきます。

1番の(3)のライフデザイン構築の支援というところで、13ページですね。こちらのほうの全体的なことを見ていきますと、小学生、そして中学生、高校生ということで、やはりこれから親になる子供たちのことで、こういうのを書かれておりますけれども、例えば8番のところではいいますと、実際の職場での体験活動や小学生の職場見学を推進する取り組みを進めま

す。小学生だけじゃなくて、今は中学生も職場体験というのをしておりますけれども、やはりここで中学生という文言も組み入れておいたほうがいいのではないかなということを感じました。

それと同時に、「親になる」ことをイメージできるよう支援するという中でも、13番のところで、高校生が保育体験などを行うことによりということでもありますけれども、中学生、職場体験ですと、やはりいろいろな職場へ行く、ただそれだけではなくて、やはり保育体験、中学生のときから、今赤ちゃんを抱いたことがなく親になってしまう人もいるという時代ですので、ぜひ中学生、高校生のときにそういう保育の体験をするというのはとても大事なことはないかなと思いますので、そこを踏まえて中学生という言葉もきちんと入れておく方がよいのではという考えがあります。

それから、もう一つは、20ページですね。20ページの(3)質の高い幼児教育、保育の充実ということで、私も認定こども園の代表として、ここに参加させていただいています。それから、今これは埼玉だけではありませんけれども、待機児童がまだまだいる、そして各市町村でも4月の時点では、何とか待機児童ゼロという形でスタートできないかとかということで、いろいろ考えてやっつけようと思っただけですが、受け入れ枠を確保しますというだけではなくて、やはり現場からいいますと、きちんと配置基準を守っていただきたい。埼玉では前から、1歳児は6人に1人という基準より手厚く4人に1人ということも促進されてきて、そのことはあくまで一人一人の子供を大事にしていこうということではないかなと思います。現状として埼玉の中でも待機児童を解消するためということで、4対1ではなく6対1の配置基準で保育をしているところもありますので、やはりそこは今いろいろなところで災害が起こっている時代です。そのときにやはり子供をきちんと私たちが命を守ることからしましたら、昨今の洪水があったり、それからまたいろんなところで地震が起こっていて、まだ全国の中で起こっていないのは、関東地区だけではないかなというのが私たち保育の現場では言われていることがありますので、そのときに保育者が6人の1歳児を1人で避難させられるかという現実を考えると、大変恐ろしいことになりますので、ぜひ配置基準を守ったうえで、さらに非常時の対応なども考慮し、質を担保できる受け入れ枠を確保していただけたらなと思っています。

それから、もう一つ、49番のところ、やはりこれも待機児童にかかわることではないかなと思うんですけれども、育児休業を切り上げることなく、家庭で子育てできる環境を整備する、これ大変いいことだと思います。やはり育児休業は、お母様たちは、待機児童でもし入れ

なかったらということで、切り上げて入所を考える。そして入所してくるという現状があります。でもそれだけではなくて、ここに保護者が希望する時期、育児休業復帰時に入園できる仕組みの導入を支援しますという言葉が書かれております。現実に保護者が希望する時期、育児休業復帰時に入園できる仕組みの導入というのは、具体的にどのような形を考えていらっしゃるのかなということもお聞きできればと思っております。

以上です。

○岸田少子政策課長 ありがとうございます。

最初のほうでございます。13ページのところです。中学生も入れるべきというところにつきましては、持ち帰って調整させていただければと思います。

また、続きまして、20ページのところでございますけれども、41のところですが、おっしゃるとおり受入枠を単に確保すればいいじゃなくて、しっかり質を担保した状態でということであろうかと思しますので、少しその書き方をですね、どういった工夫ができるかというのをおっしゃったようなニュアンスを入れながらですね、検討させていただければと思っております。

49のこちらのところなんですけれども、既に県のほうでいろいろ補助をしているところがございます。年度途中の入園ができるように、あらかじめ4月からですね、保育士を配置して、そこに少しお金を出して、保育士を雇っておけるようにしておく。そうすることによって、4月の入園が集中してしまいますと、保育士の先生方一気にゼロ歳児なり1歳児が入ってくるとすごく大変ですけれども、それが少しばらけると、保育士の先生にとっても勤務環境がよくなるというところ、あと一人一人手厚くできるというところもございますし、あと先ほど委員おっしゃったとおり、お母さんのほうがですね、急に4月に年度途中で1歳になる前に入らなくても済むというようなものになっております。ですので、もう既にある制度でして、先ほど申し上げたとおり、もう4月当初から保育士を確保できるような費用を少し助成しておいて、保育士の先生を配置しておいていただいて、それで希望をされる時期に入所していただく。

あらかじめ配置されているような先生については、少しほかのところの補助をすとかですね、あとは保護者の方の相談に乗ったりですとか、そういったような仕事をしたりとか、そういったことも聞いております。

現在の導入状況でございますけれども、平成30年度は鴻巣と蕨と幸手と3市が今申し上げたような制度をやっているところがございます。ですので、ちょっとまだ導入されているとこ

ろが少ないところではあるんですけども、平成31年度につきましては、新たにもう少し何市町か、増えるような予定でございますし、あとは今すぐということではないんですけども、かなり多くの市町はですね、制度導入を検討されているというふうには聞いておりますので、こういった御希望がある場合にしっかりと県としても支援できるような体制を整えていきたいなということで考えております。

○栗原委員長 よろしいでしょうか。

ほかの委員さんから、南條さん。

○南條委員 わこう子育てネットワークの南條と申します。

結婚、出産の四角1、13ページのところで、中高生を対象に親になることをイメージできるような支援というふうに書かれていましたけれども、昨今では若年の望まない妊娠であるとか、そういった問題が非常に虐待等、虐待や暴行を受ける子供が被害に遭っているというのがニュースにも上がっていますし、問題となっているんですけども、親になるための学習とともに、きちんと性教育の重要性というものを認識して、教育の現場でやっていただいているのかということですね。どうやったら子供が生まれるんですかというのは、保健の授業に加えて、望まない妊娠をしないためとか、命を大事に扱うということは、本当にどういうことなのか、そういうことを教育的にしっかりやっていくことがその先々の事件を防いだり、少子化を防ぐ種になっていくんじゃないかというふうに思っております、教育上よくないとか、見てはいけないものにふたをするような教育ではなくて、きちんと弱者が身を守れるようなしっかりとした性教育をすべきではないかと思うんですけども、そういった重要性についてどうお考えでしょうか。

○栗原委員長 今お話があった望まない妊娠という言葉が長らく使われてきたんですね。最近では予期せぬ妊娠というような使い方になっていきますね。

お願いします。

○健康長寿課朝倉副課長 健康長寿課でございます。

健康長寿課のほうでは、やはり望まない妊娠ということを避けなければいけないということで、中学生、高校生、大学生に対して講座を行っているところでございますけれども、14ページの14番のところですね、思春期の子供を対象とした講座や思春期保健関係者の対象とした研修会ということで、こちらの中で中学生に対して委託事業として助産師会さんのほうにお願いをして、委員がおっしゃられたような性教育に触れるような講座は保健教育のほうで実施しております。

○南條委員 保健の授業が行われていることはわかっているんですけども、やっぱりレイプや虐待とか、そういった危険な事件というものがあるので、しっかりと踏み込んだ教育になっているのか、または被害を受けた子供がどこへ助けを求められるのかといったような具体的な、マイルドにすればいいというものではないので、具体的に身を守るとかいうような教育にまで踏み込んでいっているのかなというのがちょっと昨今気になっていたところであります。

○栗原委員長 ありがとうございます。御意見ということで。

ほかの委員さんのほうからは、どうぞ、久能さん、マイクをお願いします。

○久能委員 今の予期せぬ妊娠の関係で聞きたいんですけども、仮に予期せぬ妊娠をした場合、緊急避妊をした場合、ピルは全額自己負担かとは思うんですけども、仮に10代がそういったことがあって、緊急避妊しようと思ってもお金が払えないというケースもあり得るかとは思うんですけども、そういった場合の施策とかは御検討されているのでしょうか。今多分、もちろん値段ばらばらだとは思うんですけども、やっぱりかなり1人、一、二万ですよね。それ1回、緊急避妊しようと思ったら、安いのだと副作用が多分そうですね、ちょっと詳しくはないんですけども、一、二万、仮に10代の子が払うとなったら、正直、払うのが大変とか、そういう話にはなってしまうので、じゃそういった緊急避妊ができないから、妊娠して、出産するのとなると、やっぱりそこは母子保健の問題が絡んでくるかとは思うんですけども、その点どういった、そもそも検討されたことがあるのか、検討中なのかということについて、お伺いできればと思います。

○健康長寿課朝倉副課長 健康長寿課でございます。

県のほうでは、昨年7月からそういう望まない妊娠をした方用に、予期せぬ妊娠救出プロジェクトということで、にんしんSOS埼玉という事業を展開してございます。その中で、県のほうで開始していく中で、国庫の補助事業のほうです、今年の年度途中から同行支援という部分、そういうプログラムができて、委託されている相談事業所がですね、そういう受診と一緒に同行したほうが良いというふうなケースにつきましては、同行受診ができるようになりまして、その中ですみません、幾ら出るかというのは今ちょっとわからないですけども、その中で支援ができるようなサービスが展開され始めたところでございます。

○久能委員 そういったことが始まったというのは私はそもそも今日初めて知ったわけですけども、特にそういったことが子供たちの教育の現場には、そういった周知が図られているのかということについてはいかがなんでしょうか。

○健康長寿課朝倉副課長 こちらのにんしんSOS埼玉の御案内につきましてはカードをつく

っております、高校生の方へは全員に配布しております、あとはいろいろな女性が使うような場所のほうに配置をさせていただいております。

○久能委員 高校生に限定したのは何かあるんですか、予算とかいろいろあるとは思いますが、高校生に限定しているのは何か意図があるのでしょうか。

○健康長寿課朝倉副課長 この事業を始めたばかりということがございまして、まずは高校生というところで、今後また拡大につきましては、検討していきたいと思います。

それとあわせてですね、養護教諭の先生方にもそういう研修会を通しまして周知を図っておりますので、何かの相談の折には、御案内いただけるようなそういう体制も現在っております。

○栗原委員長 ほかの委員さんから、どうぞ、岩本さん。

○岩本委員 私自身、こども園と保育園を運営している立場でございます。

先ほど性教育のことがあったんですけれども、私も10年ぐらい前ですけれども、PTA会長をやっていたときにですね、小学校の時代というのはやはり性教育の問題についてPTAでやっていきたいという思いがあって、そういう議論をしたんですが、みんな周知不足もあり、なかなか難しかったと聞いております。実際に当時のことを振り返りますと、小学生にしてもインターネットとかでいろんな情報が拡散している中でですね、それについてどうやって子供たちにかかわっていけばいいのか、性についてもですね。それは本当に親に任せちゃっているようなところもあって、できれば何かしらの指針であったり踏み込んだ何かがあるとやりやすいなど。結果的に理事会で何回か議論したんですけれども、実現できなかったというのがあります。非常にやっぱり大事なことではないかなというのが、少し踏み込みが足りないんじゃないかというふうに、思い出してしまっています。

私からは、17ページの3章のところですか、子育てと子育ての支援というのがあって、実際にこども園や保育園を運営している中で思うのは、やはり保護者に向けた対応であったり、支援というのがやはり今すごくウエートが高くて、これは大事なことなんですけれども、やはりその先にあるのは子育てを支援することじゃないかと、改めて思ったことがございます。

17ページから20ページぐらいまで見たときに、子育てにかかわる施策というか、内容がどれだけあるのかなと考えると、なかなか見えにくいところがございまして、やはり例えば家庭の子育てを支援する、それらを通してもしかしたら子育てを支援していくのかもしれませんが、やはり最後に行き着くところは子供たち、子供の最善の利益に還元というのは基本方針にあり



ましたが、そのところは意外にですね、現場ではですね、親に追われているという状況が否定できない事実だと思います。実際にこれ文脈から見ても、子育てを支援するというのは、もう少し踏み込んだ形で書いていただいたり、やっぱり最終的には子供の最善の利益のためにやっていくんだよ。もちろん、利害関係者がたくさんおりますから、子供だけじゃない意見があるかもしれませんが、少なくともこの章は子供たちのための議論の章じゃないかと思っておりますので、その辺をもう少し何かしらできないものかなと思ったりします。

あとは、19ページの4番に自然との触れ合う地域づくりなんですけれども、これはもしかしたらこういったものを通して子育てを支援するのかなとか、多分親がストレス発散するために書いたのではない、それもあるのかもしれませんが、子育て、子供を中心という視点が非常に弱い、そこまで考える余裕がなくなることをおそれているということ現場で感じております。全体の文脈としてですね、御配慮いただければありがたいんじゃないかなと思います。

ここで核となるのは、55番の幼稚園の保育教育要領を踏まえて生きる力を育む云々とあるのは、ここは子供中心に係ると思いますから、あとのところはなかなか読み取りにくいという気がいたしております。

一方でですね、21ページの大きな(4)の学校教育の充実のここはですね、視点が違いますが、子供中心の話なのかなという気はするんですよ。一方で、小学校に入った途端に親というのは、何かPTA任せなんだろうかな。親という視点が途端に抜けてしまうような気がして、保育園、幼稚園を卒業したら途端に親は社会的に親になるのかということは、決してそうではないと思うんですね。これは所管の多分問題なんだと思うんですけども、やはり小学校に入ってからも親と対峙するのではなくて、親をある意味、多少支える視点を持ちながら育てていくということが必要じゃないかなというふうに感じております。未就学の場合は、子供として弱い気がするんです。あとは就学後は親としての視点が弱いという気がして、両方についてですね、バランスをとった形で、3章の子育て、子育ての支援というのが実現できるというんじゃないかなというふうに考えた次第でございます。

以上です。

○栗原委員長 ありがとうございます。

ほかの委員さん、お願いします。

○堀田副委員長 すみません、多岐にわたる問題を多くの部局の方が御尽力されていて、それをこうやって県として一枚の板に載せて描くということの御努力に敬意を表したいというふうに思います。

特にですね、教育というものと福祉というものを合体するという、結構大変な、今日ここに教育局の方がいらっしゃらないというのは、ちょっと象徴的だなと思うんですけども、それも大変な作業なのかなとも思って、つまり例えば先ほどから話題になっているいじめ、不登校の問題の扱い方なんですけれども、例えば教育の現場からいうと、いじめ、不登校の例えば教育委員会の所轄で適応教室でしたか、適応教室とかで学校復帰を目指すみたいな価値観が教育のほうの方は確かになっていると。

福祉というところから見ると、学校に行かなくても生きていけるんだよということを示すために、例えば居場所というところに、居場所づくりの支援とありましたけれども、26ページの⑤のところですね。居場所づくりの支援のところ例えば福祉の視点だと不登校とか、学校に行けなくても居場所があるよということが、ここに入ってきてもいいのかなというふうに思ったりもしました。

そういういじめ、不登校で学校に行けない、ある意味、教育の限界を超えているという言い方は失礼かなと思うんですけども、そのことと福祉というのをうまく県として、包括して描けるといいなというふうに思った次第です。それか、具体的には居場所ということと、もう一つはですね、つい最近まで埼玉県子どもスマイルネットに委員長と一緒にしかかわっていたんですけども、30ページのところで虐待防止の箇所とそれから子供の権利擁護の箇所、15番と28番に子どもスマイルネットというのが出てくるんですけども。私実際かかわってみると、まさにいじめ、入りなんですよね。学校の場面に対する支援なんです。だからちょっとどうしたらいいのかというのは、そこをどう描いたらいいのかというのはちょっとわからないんですけども、そういうことを福祉はしているの、そういうことでまさにここに描き切れるかなということもちょっと思った次第です。

気づいた点として受けとめていただければ結構です。

○栗原委員長 ありがとうございます。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

○大島委員 私どもはいわゆる行政の現場でございますので、県の悩みと現場の悩み、そういう部分ではある種、通ずるものがあるかなと思うんですけども、まず少子化ということが一番問題で、どんどん子供が少なくなる。私ども町の中で一番大きな人口を抱える4万4,839人の町ではありますけれども、だんだん子供が生まれるのが少なくなっております。1年間で約300人生まれるということで、そういう中で人口対策をいうと、日本全体がそうなんですけれども、45歳前後が今一番人口が多いんですね。その子供もまた10歳前後が一番多いんで

す。伊奈町に限らず、ほかのところもそういう感じですか。その45歳前後の親は我々団塊世代が親でございますので、それが山になって、今度は調べてみたら、20歳から35歳までのところが一番人口が少ないんですよ。ということは子供が生まれにくいといえますか、少ないので、あれ、これはそういう部分でそうなのかなというふうに思うんですけども、10歳前後の人が10年ぐらいたつと、ちょうど結婚するといえますか、そういう時期に移るといって、そういう中で、婚活イベントというのをたくさんやっています。町の中で事業所とか警察とか、上尾と一緒にやろうとか、そんなことをいろいろ考えながら、結婚することが大事なことなのということで、婚活イベントをやっております。

これをさらに広げていくと、ここに書いてありますけれども、いろいろな県もそういうことをされておりますが、婚活イベントをもうちょっとふやしてもらいたいかなとか思ったりしているんで、そういう場をつくるといえますか、それをどういうふうにしたらいいのかわかりませんが、県として主導してもらえたらありがたいなと、こんなふうに思います。その場づくりみたいなものを現場としては非常に苦労して、いろんな方策を考えていますが、なかなか妙案が浮かばないところもありますので、少し広いレベルのほうがさらにもっと結婚することにつながっていくかなと思いますので、ぜひその点も考えてもらえるとうれしいなと、こんなふうに思います。

以上です。

○栗原委員長 はい、ありがとうございます。

久能委員。

○久能委員 29ページの①の8番の中核市における児童相談所の設置についてなんですけれども、これは具体的に新設するという事で考えていいのか、県として方針をもう立てられているのかどうかについてお伺いしたいんですけれども。

○岩崎こども安全課長 中核市には働きかけてはおりますけれども、今のところ希望がないというような状況でございます。ただ、今後とも働きかけてまいりたいというふうに考えております。

ちょっと課題となっておりますのが、やはり施設整備などのハード面とあと人材ですね。専門職の確保、育成というソフト面が非常に課題が大きいということで、そのあたりの課題を整理しまして、県としても助言とか、支援とか、また制度設計というか、国とかに要望していければというふうに考えております。

○久能委員 これは中核市がその市が希望しないとつukらない、予算の問題などあるとは思っ

ているんですけれども、県としては希望が出たら支援していくみたいな方針ということなんですか。

**○岩崎こども安全課長** そうですね。最終的には行う自治体がやると言わないとできないんですけれども、その後いろいろな策を提案して、誘導できるようにしたいなというふうには思っていますけれども、最終的には市町村、中核市が決めるということなので、了解いただければと思います。

**○久能委員** あと同じページで②の11番に、一時保護中の子供の学習機会の拡充に努めますとあるんですけれども、これは大事なことなんですけれども、子供からしますと学校自体が居場所だったりして、勉強できればいい、教えてもらえればいいんじゃないかと、学校に行けるということが本来の意味だとは思っていますけれども、そこの子供の気持ちも大事にしてほしいなというのがあります。そういう意味でいくと、その次の12にかかるんですけれども、一時保護所の子供の権利を尊重しということを重要視していただきたいということと、やっぱりそうすると子供の権利擁護のことにもかかわりますけれども、子供はどうしたいんだというのをちゃんと聞き取りができる、それも職員の拡充とかいろいろかかってはくとは思っていますけれども、そこをやはり体制のほうでもしっかりしていただきたいなということと。

やはり一時保護所の入所期間がやっぱり長期化しているということを聞きますし、そもそも一時保護所が難所だということもいろいろ聞いたりするので、その支援というか、体制づくりとか機能強化をある程度、もう少し踏み込んだ県としての方針が書けるなら書いていただければなというふうに思います。

**○岩崎こども安全課長** ありがとうございます。一連の久能委員がおっしゃったような本当に全部絡んできておまして、学校に、通えるような落ちついたお子さんにつきましては県の児童相談所を持っている一時保護所からです。児童養護施設の一時保護専用の棟に移して、施設から通っていただいているというような状況もございます。一時保護所に入っている子の中には緊急性が高かったり、少し行動分析なんかもしているような場合がありますので、なるべく落ちついた子は学校に通っていただけるような措置はしております。

あと、おっしゃるように、子供が落ちついていても一時保護所というと、親御さんと分離して一時保護所に入所させているものですから、親御さんがもしかすると連れ戻しに来たりとかもありますので、お子さんの状況だけでは判断できないということは御了承いただきたいと思えます。あとはもう子供のやはり意見表明というか、そういったところは児童相談所の職員も適切に意見を聞き取れるような技術を再度磨いて適切な処遇というのを目指していきたいなと

思っております。

ありがとうございます。

○栗原委員長 はい。齋藤さん。

○齋藤委員 すみません、個人的なことです、齋藤です。

実は私、来週月曜日から中学3年生の女の子が一時保護所に入らずにうちで一時保護をして、中学校へ送迎して、家庭で生活するのと同じような生活を保障しましょうということで、親御さんの病気の都合により1カ月程度お預かりすることになっているんですけども、この春から毎月一時保護が来て、毎月送迎してということをやっています。最近児童相談所の方、積極的にそういう普通の生活をさせてあげられる子には、積極的に里親を使っているんだなのを実感しております。

中核市の児童相談所なんですけれども、ぜひ根気強く続けていただけたらと思います。やっぱり地域で顔が見えるネットワークづくりをするためには、どうしてもやはり中核市くらいの大きさになったら、地域でみんなで顔が見える環境をつくっていくというのを目指したいなというふうに里親としても考えております。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○栗原委員長 御意見ということでね。

私のほうから8ページ、施策の方向性の③ですけれども、全ての子供の健全な成長と社会的自立を促すの文言、大事だなと。「非認知能力」、前回これ何か、何人かの委員さんから御意見が出たような気がしたんですけれども、特によろしいですかね。

久能委員。

○久能委員 やっぱり非認知能力で、私はそこが広まっているのかということ、私が前回言った趣旨としては、どの用語を用いるかは特段こだわりがあるわけではないんですけれども、県として子供のどういう能力を伸ばした子育てを支援していきたいのかという、そこがこの間は非認知能力だけだった気がしたので、そこはイメージが湧かなかったので、今回いわゆる非認知能力がついてはいるんですけれども、いわゆる非認知能力は別になくてもいいんじゃないかと正直思うんですけれども、県としてどういう能力を伸ばしたいのかという方針を示していただきたい。ここの委員とかはこういった質問したりとかで、ご回答いただけますけれども、例えば県のほかの市民の方が見るだけで、そういうふうに質疑応答ができるわけじゃないと思うので、見た方が県はこういう方針でどういう能力を伸ばしていこうと考えているのかというのを読めばわかるような文章というか、計画案にしていっていただきたいという趣旨で、この間言葉が気になったということをお述べたいと思いますか。

○堀田副委員長 ちょっと私も気になったので、どのくらい使われているのかなというのを調べてみたんです。私、心理学が専門なので。そうすると、まだ余り使われていなくて、結局ノーベル賞の経済学賞を受賞したヘックマンさんという人が使い始めた言葉がややスポット的に脚光を浴びて今の時流にのって、特に幼児教育というところで使われていて、もともとは社会的な成功に何が寄与するかというときに、認知能力だけではなくて、その他の能力が関係しているよだという話なんですけれども、どうも読んでみると認知能力が影響されなかったのという結果をもって、非認知能力が多分影響を与えているんだろというふうに描かれているところが、ちょっと弱い。

非認知能力というのも各種いろいろなものがあるわけなんですけれども、今ホームページとかでぱっと見ると、非認知能力はこれとこれとこれですみたいなふうに取り上げられていて、あと非認知能力が何だとわからない人はすぐホームページを見るんで、これとこれとこれかみたいなふうになっていくと、ちょっと県が思い描かれるものとあるいは心理学がサポートするものと違ってくるかな。心理学的にいうと、非認知能力という概念が非常に複雑で輻輳的になっているので、それを全体をはかるといことも今はできなくて、概念整理ができていない状況なので、それを概念整理していかなきゃいけない。非認知能力とは一体何なのかという、認知能力以外というふうにしか書いていないので。例えばモチベーションだったりとか、対人関係もそうですけれども、感情のこともそうだったりですし、そのほかだとメタ認知力とか、レジリエンスだったりとか、いろいろあるんですけれども、それがもう少し整理しないとイケないよねみたいな、安易に使っちゃいけないよねみたいなことがちょっと心理学のほうで言われていたので、その辺よくよく検討していただいて、県としてこの言葉をどうしても今、5年後、3年後にこの言葉はどうなっているかわからないみたいなちょっと不安があるので、ちょっと精査していただければなというふうに思いました。

○栗原委員長 ありがとうございます。

じゃ、早川さん。

○早川委員 非認知の話から、ちょっとほかで手を挙げそびれちゃったもので、非認知はおっしゃったようにヘックマンの研究で、安倍政権の幼児教育無償化の根拠にしていると言われていて、その辺とつながってきて出ているのかなとは思っているんですけれども、僕らの領域だと、東大の遠藤利彦先生は非認知能力とはアタッチメントだという理解で述べられていて、アタッチメントを今まで親任せにしていたけれども、ヘックマン研究の起きたことというのは、幼児教育を無償化して、それが20歳の時にどうだったかという研究ですけれども、とりあえ

ず幼稚園に行けば幼稚園の先生が迎えてくれるということを繰り返したことがアタッチメントの教育なんだということを書かれてまして、僕もその解釈が適切かなと。

つまり、アタッチメント形成というのは、社会が公共が保障していくというこだと思うんですね。アタッチメントというものを前の先生が今リーダーシップをとって、この業界では研究していますけれども、決してここだけではなくて、生まれたときから公的な社会的な存在だというスタイルがある言葉の定義なので、赤ちゃん、ゼロ歳から社会的にやっていく、アタッチメント対象は複数だって構わない、それは今乳児院の研究でデータをやられているんですけども、というのを公的に保障していくということが重要なんだというスタンスと、我々の社会的養護の領域と被るかなと思うので、それまでは理論的な一応バックアップはできるかなと思うんですが、おっしゃるとおり非認知的能力はかなりそこに偏った経済学賞をとられたヘックマンさんが非認知的能力と一句にされていて、認知能力との関係もつくられて、基本的にはアタッチメントのほうはまだ通っているんですけども、幼児教育無償化と絡めると多分非認知的能力という言葉が自動的に連想されるということだとは思って、確かに一般の方が聞いたときには、ちょっと連想、これを聞くとあああれねというふうになりますけれども、一般的にはならないので、言葉遣いとしてはちょっとイメージしやすい、受けとめてもらえるとか、苦しいときほど支えてもらえるとか、何かにチャレンジすることを応援してもらえるとか、そういったような形になっていくというか、そういう言葉に言いかえてもいいのかなとは思っています。

今の話ともちょっとかかわってくるんですけども、最初に5年間の振り返りを聞いたときに、質の話と最初質問させていただいたのは、ヘックマンとかかわってくるんですね。今後の5年間だと、質、アタッチメントがどのぐらい修復できるかが大事になってくると思うので、幼児教育の担保率のパーセントと、もう一つは質の問題と、とても難しいんですけども、実は僕らの領域には既に学童保育とか、普通の保育所からの相談が相当来ているんです。多くはないんですけども、本当に皆さん困っている。今までは保育園にこないような子たちもどんどん押し寄せてきている中で、困難事例というのが相当ふえてきているという、現場レベルでは補助員をつけてくれとか、そういう話を多数あがってきて、そのような公的な保育所について現実的には起こっているんで、質の担保ってそのあたり、その中には親つきじゃなければ登園してくれるなという話ですとか、結構聞くんですよ。保育所の意義になっていないじゃないですかなんていう話もあって、難しいこと、ヘックマンのベースは公的なアタッチメントを保障するということになってきますと、そういう困難な子供たちまで保障していくという時代が多分今後来るんだろうなというふうに思うんですね。

なかなか具体的には難しいかもしれないけれども、困難な子のアタッチメントの保障というのも少し視野に入れていただけると、入れた時には、そういう以前、文科省が小学校、中学校で著しい困難さを示す児童の調査というのを1回だけやって、余りにも出ちゃったんで、二度目をやっていないんですけれども、ああいうような調査ができるかなという、著しい困難を示す幼児が実は結構、学童と保育所、かなりいるんです。そういった方が例えば私のいる嵐山学園とか、藤井委員の児童家庭支援センターとか地域の民間のほうで支援できる部分というのはあると思います。そういったのを県内3カ所、支援するツールというのは、福祉サイドも持っているので、それぞれ県には保育所のほうもずいぶんしているんですよ。そういった保育所を支援していくということもひとつそういう困難事例というんですか、そこへ安心して預けられる。何か起こしちゃったら、親が毎日ついていけないとだめなんですと、厳しいので、そういったところも少し支援いただくといいと思って1つ目です。

2つ目は、そういった子たちが今、委員の方からいっぱい出ていたんですけれども、思春期になって結構問題が露呈してくる。1つは性の問題として出てきたりとかいう話がありまして、性教育なんかは、うちは性的虐待とかの入所が多いので、昔からかなりやってきました。知識ベースでやらなきゃいけない部分とあとはアタッチメントベースで、大人が信頼できないという子たち、そういった子にどうふうについていただくとか、アタッチメントを再形成しないと、そもそも話が入らないということなので、そういったのをわれわれリアルにやっていますので、そういったのを何とかして多くの方々に広めていくような機会があってもいいかなとは思っているんですけれども、実はさいたま市さんでは、昨年度から僕呼ばれて、思春期基礎講座というのをやっています。市民向けの思春期講座となっていて、保護者や専門家向けに研修とかをやっていて、思春期というのは非常に難しい中で、そういったようなことをすでに始まったりしているので、そういった取り組みなんかは、多くの方々が思春期支援ということをかかわってもらえるといいかなとは思っています。

そういったようなことも今後考えていけるんじゃないかなとは思いますが、思春期の支援というのはちょっと入れていただけるとありがたいな。それは力発揮できますので、いろいろ言わせていただければ。

最後はですね、いじめと不登校というのは既に上がっていますけれども、自殺はここにかかわってくるとは思いますが、まだこのくらいというか。自殺は10代以外は全部減っているだけけれども、10代だけふえていると。僕も中学生に関しては自殺後の検証委員会、いじめ、自殺の検証委員会にかかわっていますし、高校生は退学後なんですよ。実は教育のか



かわれる部分と片や福祉のかかわれる部分、やめた後、もう届かなくなっちゃた子たちが死んでいるということが実はある。

海外では、チャイルド・デス・レビューで自殺も虐待死に入れたりしている。日本では除いてあるから、データが出てないけれども、海外、アメリカなんかは州によってはもう子供のうちは全部統計とっているの、その中で自殺というのは虐待の一部じゃないかという、チャイルド・デス・レビューの関係でお話させていただいている。自殺の問題というのはかなり深刻です。それとアタッチメントは切れられていて、ネグレクトの結果として社会から断絶されているいわゆる孤独死の子供版みたいな形で死んでいく子が残念ながら結構いますので、いずれ国レベルでも扱わざるを得ないんじゃないかというふうに思います。

実は今回気づいたのは、流行るかわかりませんが、自殺に対する対策も児童の関係といえますか、自殺を予防する。大人を頼るより子供を頼ろうという動きもあるんですけども、そういったようなものとか、仲間が大人につながると、そういったようなやり方をやってみたりとかいろいろ方法はありますので、ちょっと早過ぎるのかもしれませんが、まだちょっと多くの県民の方々は聞くとえっと思うかもしれないけれども、現実的には相当あるんで、いずれ出てくると思いますので、ちょっと視野に入れておいてもいいかなと思います。

○栗原委員長 ありがとうございます。

申しわけございません。予告した時間になりましたので、私はここで退席させていただきます。

先ほどお話ししたように、規則第5条第2項により、堀田副委員長にですね、委員長代理ということで、議事を進めていただきますので、よろしくお願いします。

堀田さん、すみません。

○堀田副委員長 よろしいですか。

それでは、委員長にかわりまして、進行役を務めさせていただきます。

じゃ、続きまして、どうぞ。

○中原委員 今非認知能力のお話が出たんで、一言だけ、うちの市はですね、平成27年の終わり28年の頭ぐらいから、非認知能力という言葉が教育委員会の中からあるいは保育園の協議会の中からも出てきまして、いろいろ議論を重ねてきました。ちょうど教育大綱をつくるのと同時期でしたので、それをかなり教育大綱を策定する中で議論してですね、数字ではかれる学力や体力だけではなくて、やはり数値化できない非認知能力と呼ばれるものに注目をしていこうじゃないかということで、教育大綱の文言の中には入っていないんですけども、う

ちの教育大綱は志をはぐくもうという教育大綱になっていますから、その志をなし遂げるためには、学力、体力、そして3つ目に非認知能力が重要だということで、もう3年かけてですね、市の中で、教育には入れ込んでいます。

実情としては、まず市の職員はなかなかわからなかったもので、そこに時間をまずかけ、そして教育委員会をはじめ、学校の校長先生、管理職の皆さんにお話をし、そして担当の先生方がPTAの会合なんかでもですね、研修会を開いて、今ようやく土台ができたかなというふうに考えています。

非認知能力という言葉はどこに定義して使うか、使わないかというのは、また後の議論になると思うんで、それは皆さんにお任せをしますが、私たちとしては非認知能力を持って発揮するための土台として自己肯定感が必要であり、この自己肯定感は自分の力だけではなくて、やはりさっき先生がおっしゃったように周りの愛着の醸成という部分では非常に大事になるんで、そこは社会全体でやろう。そして子供たちの教育は幼児期から、就学前から非認知能力を育てていくということを市全体の柱としようということで、今進めているという状況だけは皆さんにお伝えしたいなと思います。

○堀田副委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○久能委員 いじめ予防の関係でさいたま市のほうでスクールロイヤー制度の取り組みのほうで、多分今年度途中から始まる、始まったかという、そういう話は聞いているんです。県のほうでそういった方策、施策というのを検討されているのでしょうか。

○義務教育指導課吉田教育指導幹 教育局の義務教育指導課です。

今のところ県としてそれをつけるという話は出てはおりません。実際、スクールロイヤーとなるかわからないですけれども、市町村では教育という形じゃなくて、市の法務相談みたいな窓口があって、そこに何かあったときにはかけているということは実際に起こるのかとは思っております。

○久能委員 スクールロイヤー制度の中身というのを各都道府県ですごく今議論にはなっていて、これがスクールロイヤー制度ですと、一定のものが確定しているわけではないですけれども、さいたま市のほうでは、埼玉弁護士会の弁護士10人、それぐらひは市内の学校に配置されるかどうかは、私は詳しくわからないですけれども、相談事と先生からとあと子供や親からどう受けるのかと、それは仕組み次第なんですけれども、相談を受けて、子供の権利のためにという、その最大のメリットのために何か学校生活をどうするかという形で、相談を誰

か受けるのかというのを仕組み次第とかそういったことだとか、あといじめ予防事業だとかそういうことを取り組んでいくということで、さいたま市のほうでは埼玉弁護士会のほうで委員を派遣してやっていくということの今議論中のようです。いじめとか不登校の防止とか、施策の中で取り組みしていただければ県のほうでもさいたま市のほうでどういう仕組みでやっていくのかを聞いていただいた上で、そういった県としての取り組みの方策も検討いただければいいのかなと思っています。スクールロイヤーやソーシャルワーカーの設置とかを検討されているんですけども、その学校という現場での権利を守らないとという意味では、やっぱり弁護士が入っていったほうがいいんじゃないかという議論もいろいろ始まっていますので、そこも御検討いただければなというふうに思います。

○義務教育指導課吉田教育指導幹 はい、わかりました。

○堀田副委員長 御意見ということでよろしくお願いたします。

そのほかに委員さんの御発言ありますでしょうか。

もしないようでしたら、時間も過ぎておりますので、事務局においては本日の意見を参考にして、埼玉県子育て応援行動計画の見直しにつきまして、御検討いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

### (3) 児童養護部会における審議経過について

○堀田副委員長 それでは次に、次第の3の(3)児童養護部会における審議経過について、事務局より御報告をお願いいたします。

○岩崎こども安全課長 こども安全課でございます。よろしくお願いたします。

児童養護部会における審議結果を御報告申し上げます。

資料の3をごらんいただければと思います。

児童養護部会における審議結果につきましては、本年度に開催されました児童福祉審議会平成31年度第1回までの審議結果を報告しております。本日は、それ以降に開催されました第2回の結果を報告いたします。

児童養護部会は、里親の認定に関する事項、児童相談所の行う措置に関する事項、被措置児童等虐待の報告に関する事項について調査、審議することとされております。

これらの審議事項につきましては、埼玉県児童福祉審議会規則第7条第6項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることとされており、同条第7項の規定により、審議結果を児童福祉審議会に報告することとされております。

児童養護部会の審議につきましては、児童や里親希望者などの個人情報等を取り扱うことから、非公開で行っております。内容が非公開ということもありまして、ここでは件数等々の審議会結果の報告ということにさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3をごらんいただければと思います。

初めに、1の里親の認定に関する審議について御報告いたします。

これは、里親となることを希望する者について、その適否を御審議いただくものでございます。

(1)の開催及び審議状況のとおり、里親となることを希望する23世帯について御審議いただきました。これらの22世帯につきまして、里親として認定することが適当、残り1世帯につきましては、里親と認定することが不適当との答申をいただいております。

次に、(2)の認定、登録里親の状況でございますが、まず、アの種別をごらんください。

里親として認定することが適当と答申をいただいた22世帯のうち、養育里親としての登録が7、ほか15世帯が養育里親と養子縁組里親の両方への登録となっております。

なお、養育里親7世帯のうち、専門里親は2世帯、また親族による養育里親が1世帯含まれております。親族里親、養子縁組里親のみの登録はございませんでした。

次に、イの職業別、ウの年齢別につきましては、資料のとおりでございます。

続きまして、2の児童相談所の措置に関する審議について御報告いたします。

これは児童相談所が児童について施設入所等の措置が必要であると判断したにもかかわらず、保護者がこれに反対の意向を示した場合などに、児童相談所の方針の適否を御審議いただくものでございます。御審議いただきました第2回の3件全てについて、児童相談所が施設入所等の措置をすることが適当であるとの答申をいただきました。

次の3の親権停止の審判申立に関する審議については回答はございませんでした。

次に、4の被措置児童等虐待事案について御報告いたします。

これは、児童養護施設等に入所している児童等について、施設職員等による虐待が疑われる旨の通告や届け出があり、県が事実確認などの必要な措置をとった場合、児童養護部会に報告することとされているものでございます。

新たに被措置児童等虐待に係る通告等のあった3件について事実確認を行い、結果を児童養護部会に報告いたしました。報告した3件のうち、1件は虐待が認められ、内容につきましては現在調整中でございます。ほかの2件につきましては、虐待とは認められない事案でございました。

5の児童虐待重大事例検証については、今回該当ございませんでした。

児童養護部会における審議結果の報告は以上でございます。ありがとうございました。

○堀田副委員長 ありがとうございました。

それではただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、これもちまして本日の審議を終わらせていただきます。

本日は貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

#### ◎閉 会

○司会 皆様、本日は長時間にわたって御審議いただき、大変ありがとうございました。

次回の審議会開催は、事務局より追って連絡をさせていただきます。

以上で、令和元年度第2回埼玉県児童福祉審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。